

教職員のための



障害学生支援ハンドブック

令和元年度改訂版

花園大学

目次

はじめに	1
合理的配慮について	2
障害学生支援に関する基本方針	
1. 障害学生支援とは	3
2. 学内の各組織の役割	4
3. 配慮の流れ	5
4. 花園大学学生支援における、学内諸機関の連携図	6
5. 相談窓口マップ・各部署の電話番号(外線・内線)	7
障害別ニーズと本学での支援例	
視覚障害学生への支援	9
聴覚障害学生への支援	9
肢体不自由学生への支援	10
病弱・虚弱学生への支援	11
発達障害学生への支援	11
精神障害学生への支援	14
配慮文書例	15
進路・就職・キャリア支援	16
本学で支援用に準備している機器	17
引用文献・ホームページ	18

はじめに

このハンドブックは、大学生活のなかでさまざまな支援を必要とする学生のために、教職員が活用できる情報をまとめたものです。

花園大学には、さまざまな障害、あるいは困難を抱えた学生が在籍しています。また、花園大学は「面倒見のよい大学」を標榜し、障害のある学生を多く受け入れています。

大学生活は、社会に出るまでの準備期間であり、学生達は花園大学での学びを終えて社会に出て行きます。大学という場合は学問を追求する場であり、大学教員が自分の研究の一端を授業で披瀝し、学生は教員から自発的に学び、大学という組織の中で単位登録・履修・単位取得や各種手続きを能動的に行っていくようなものだと一般的にはイメージされています。しかし、こうした大学像、大学生像は近年では様変わりしてきています。もちろん、こうしたことを自力でできる学生も大勢いるのですが、学習面、学生生活面において支援を必要とする学生は増えてきています。

花園大学は「面倒見のよい大学」を標榜しています。2011年から学生支援室を設置し、学生の支援を行ってきました。「単位取得の遅れている学生」への面接・相談・指導に取り組み、2017年からは学生支援室がこうした学生にアプローチし、学科教員と連携しながら学習指導、生活指導を行ってきています。こうした取り組みによって、休学・退学する学生は減少してきていますが、年々増えてくる困難を抱えた学生へのきめ細かな支援は、その必要性を増しています。

そのためには各教職員がそれぞれ個人の工夫でこうした学生に対応するだけでなく、学科、関係各課が連携して学生の支援にあたる必要があります。教職員のみなさんには、何か気になる学生、大学生活をおくことに困難を抱えていそうな学生に気づかれたら、学生相談支援室、学務課までお知らせ下さるようお願いいたします。そこから、こうした学生への支援が始まっていきます。

障害のある人たちが、障害のない人たちと同じような社会生活が送れるようにしていくことはノーマライゼーションの目指すところです。障害のある人たちが暮らしやすい社会は、障害のない人にとっても暮らしやすい社会になります。同じように、障害があったり、何らかの困難を抱えた学生に対する授業における配慮、あるいは大学各課の支援が充実していくことで、どのような学生にとっても学びやすい大学になっていくはずです。

私たちは、花園大学をそういった大学にしていきたいと考えています。このハンドブックを手にとっておられる教職員が、それぞれの立場でこの内容を学生支援に活用していただき、「面倒見のよい大学」の実現に手を貸していただけますよう、ご協力をお願いいたします。

合理的配慮について

我が国でも大学等に在籍する障害学生数が年々増加しています。平成26年2月17日には障害者権利条約が我が国において発効し、平成28年4月には障害者差別解消法の合理的配慮規定等が施行されました。私立の大学等では障害者への差別的取り扱いの禁止は法的義務、合理的配慮の不提供の禁止は努力義務となりました。

合理的配慮とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されています。

人はみな権利の主体であり、義務の主体でもあるわけですから障害者権利条約でいう「合理的配慮」とは、人の権利の問題を人の義務の問題として考えることが重要です。大学に求められているのは、**社会障壁を最小化するための合理的配慮**です。

合理的配慮とは大学が個々の学生の状態・特性等に応じて提供するものであり、多様かつ、個別性の高いものです。

1. **機会の確保**: 障害を理由に修学を断念することがないように、修学機会を確保することが重要。
2. **情報公開**: 障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対し、大学全体の受け入れ姿勢、方針を示すことが重要。
3. **決定過程**: 権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整が必要。
4. **情報保証**: コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価などにおける配慮の考え方の整理。
5. **支援体制**: 大学全体として専門性のある支援体制の確保に努めることが重要。
6. **施設・設備**: 安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、バリアフリー化に配慮することなどが重要。

障害学生支援に関する基本方針

1. 障害学生支援とは

障害学生支援には、修学機会、教育の質、公平に評価される機会等を確保し、障害のある学生が障害を理由に修学を断念することがないようにすることが求められます。

【情報保障】

代替手段を用いて情報を提供し、様々な機会に平等に参加できるようにします。

【コミュニケーション上の配慮】

言葉の聞き取りや理解・発声・発語等の困難に配慮します。

【教材の配慮】

教科書・教材等へのアクセスに関する配慮です。読み上げソフト、点訳ソフト等、支援技術の活用も重要です。

【学習空白への配慮】

治療等のための欠席に対する学習機会を、可能な限り確保する配慮です。

【学外における実習やインターンシップにおける配慮】

資格取得、インターンシップ等の学外実習においても、可能な限り機会を確保します。

【公平な試験の配慮】

入試や単位認定の為の試験を公平に受けられるように配慮します。

【公平な成績評価】

学習の成果を柔軟な方法で適切に評価します。評価基準の変更や、合格基準を下げるなど、評価のダブルスタンダードを避けることも重要です。

【心理面・健康面の配慮】

周囲と適切な人間関係を構築できるよう配慮するとともに、他の学生や教員の理解や啓発のための取り組みも必要です。また、障害に起因する不安感や孤独感の解消にも配慮します。

大切なことは……

障害のある学生の「自立」につながる支援です。「何でもやってあげる」のではなく、やり方を共に考えながら、次第に自分でできるようにしていく支援です。自立のためにもっとも必要な能力は、自分の障害の状態や、何ができて何ができないかを周りの人にわかりやすく説明できる力であるといえます。社会的ルールを守りつつ、困った時に必要な配慮を適切に求められる力を育てることも、支援活動の重要な側面です。

2. 学内の各組織の役割

教育組織【学部教員】 オープンキャンパスにおける相談窓口対応から卒業まで、個々の学生への支援の主たる担い手となります。

【授業担当教員】 授業上の配慮を行います。

支援組織【学生相談支援室】 全ての場面で、障害のある学生の対応や相談の窓口となり、学内の連絡調整を行います。

【カウンセラー】 メンタル面のサポートをします。

【保健室】 学生の健康管理や緊急時の対応を行います。

事務組織【学務課】 履修、授業、評価、学生生活に関する支援を行います。

【入試課】 入学相談、オープンキャンパスでの相談窓口の設置、受験配慮の実施を行います。

【就職課】 キャリアガイダンス、就職相談に関する支援を行います。

【総務課(庶務管理)、財務課】 学内のバリアフリー化に伴う改修、予算措置などに対応します。

【図書館課、情報システムセンター】 情報へのアクセスに関する対応をします。

配慮懇談会 —— 教育組織、支援組織、事務組織から、必要なメンバーが参加し、話し合いの上で配慮内容を決定します。

* 本学では学生支援室が相談窓口となり、配慮・支援を必要とする学生が、どこに相談すればいいのかわからない時にどんな内容の相談も受け付け、障害のある学生が安心して学生生活を送れるようつとめています。また、各部署との連絡調整も行っています。

大切なことは・・・

障害のある学生の支援をスムーズにすすめるにあたり、上記のそれぞれの組織が主体的に関わることと、学内での情報共有と連携が必要です。どこまでの情報を共有するかは、学生本人の了解に基づくことはもちろんです。そして、支援の主体となるのは障害のある学生の所属する学部・学科の教育組織であることは忘れてはなりません。各教員の主体的関与が不可欠です。

3. 配慮の流れ

入学前相談 オープンキャンパスやホームページをみての問い合わせ等に対応する。

入試配慮相談（教員、入試課、学生相談支援室、学務課等）

入学試験を受けるにあたって必要な配慮を決めます。学生本人は、この段階では、自分に必要な配慮が受けられるのか、自分にあった学科があるのか、などの見極めをします。必要に応じて、本人、保護者だけではなく、高校の担任も参加して、丁寧な説明を行う必要があります。

受験合格後→配慮懇談（教員、学務課、学生相談支援室、保健室等）

当該学生・保護者から提出された配慮申請に基づいて、学生生活を送るにあたりどのような配慮が必要かを決定します。配慮の実施にあたっては、医師の診断書、配慮内容に関わる意見書等、配慮の根拠になる資料も必要です。この懇談でも、出身学校、支援センター等の情報提供があると、より本人のニーズに合った、具体的に丁寧な支援の話し合いができます。

合理的配慮の決定過程においては、権利の主体は学生本人にあることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整を行うことが重要です。本人・保護者を困んで可能な限り合意形成・共通理解を図った上で決定していきます。

入学後

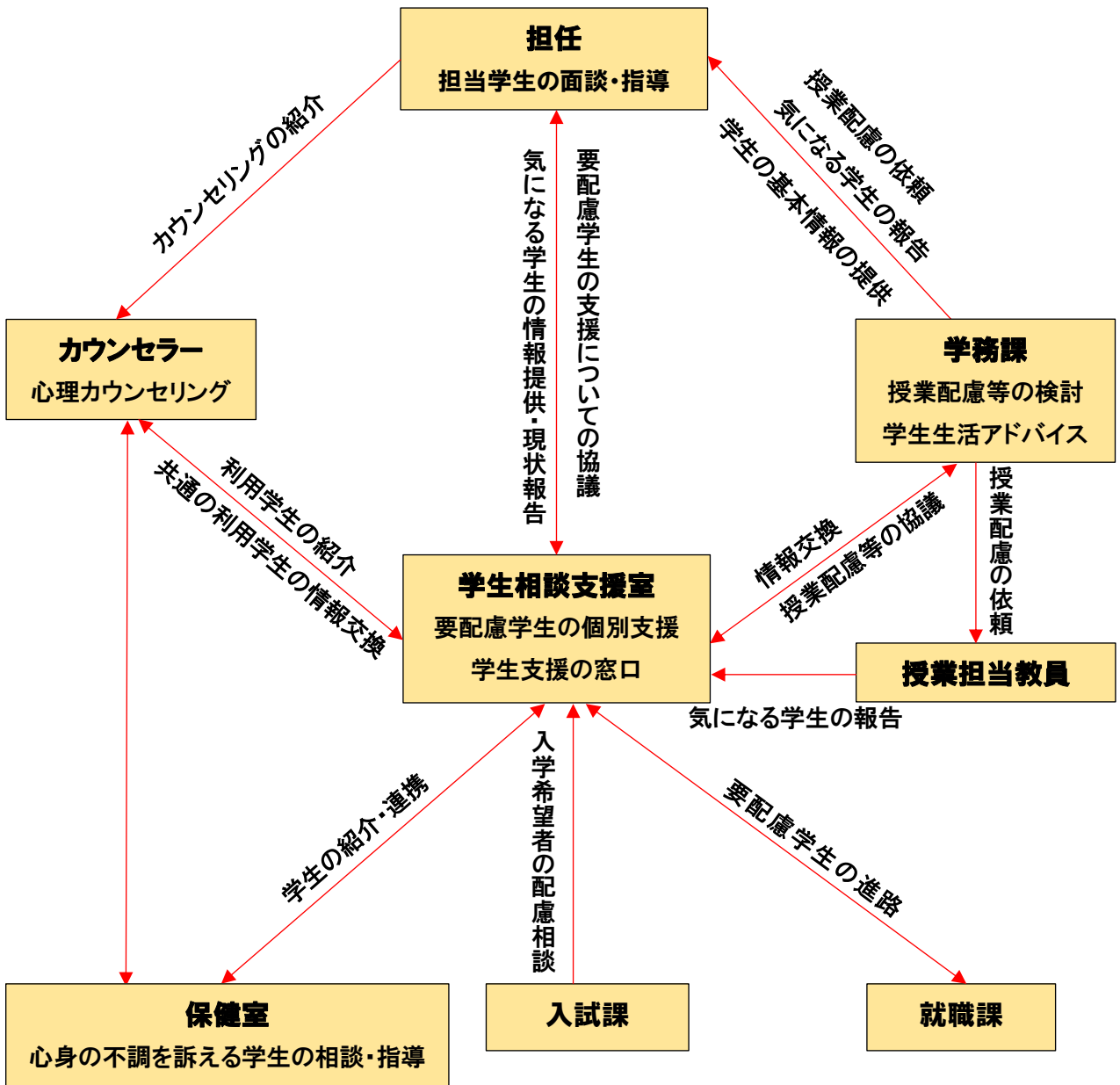
- ・単位登録相談
 - ・授業担当教員へ配慮願いの配布
 - ・配布資料の点訳・電子データ化
 - ・ノートテイク
 - ・定期試験
- 等、本人に合った配慮をする。

学生生活を通して

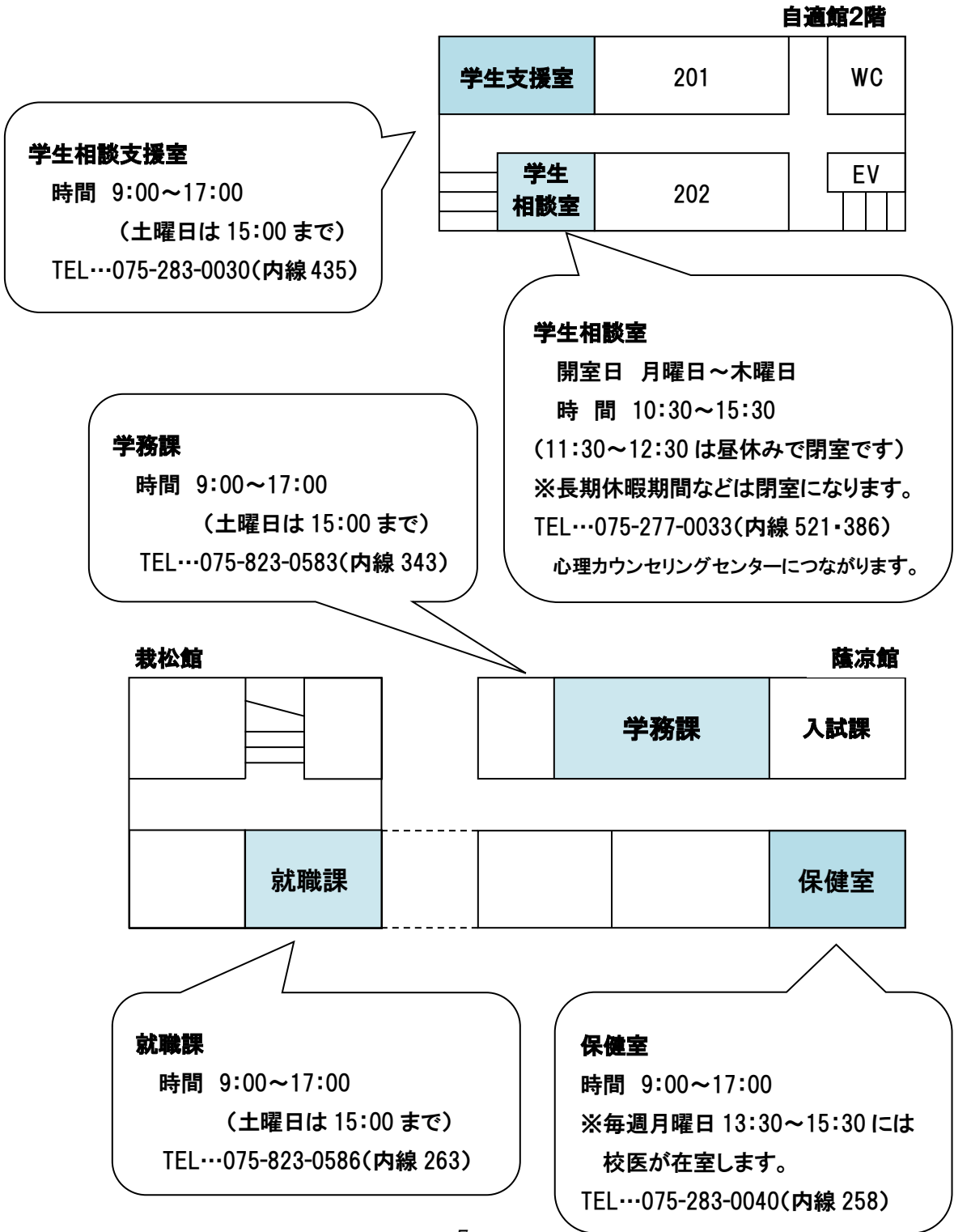
学生生活を進める中で、困ったことがあったり、本人の状態に変化があったりすることがあれば、随時必要な支援の変更を行います。また、教員や支援室の定期的な面談により学生の状態を把握しておくことも重要です。

本人から配慮の要望がない場合でも、担当教員が行う面談や、授業中の様子などから、気になる学生がいる場合は、学生相談支援室、学務課で情報を受け取り、適切な支援が始められるよう働きかけをしていきます。

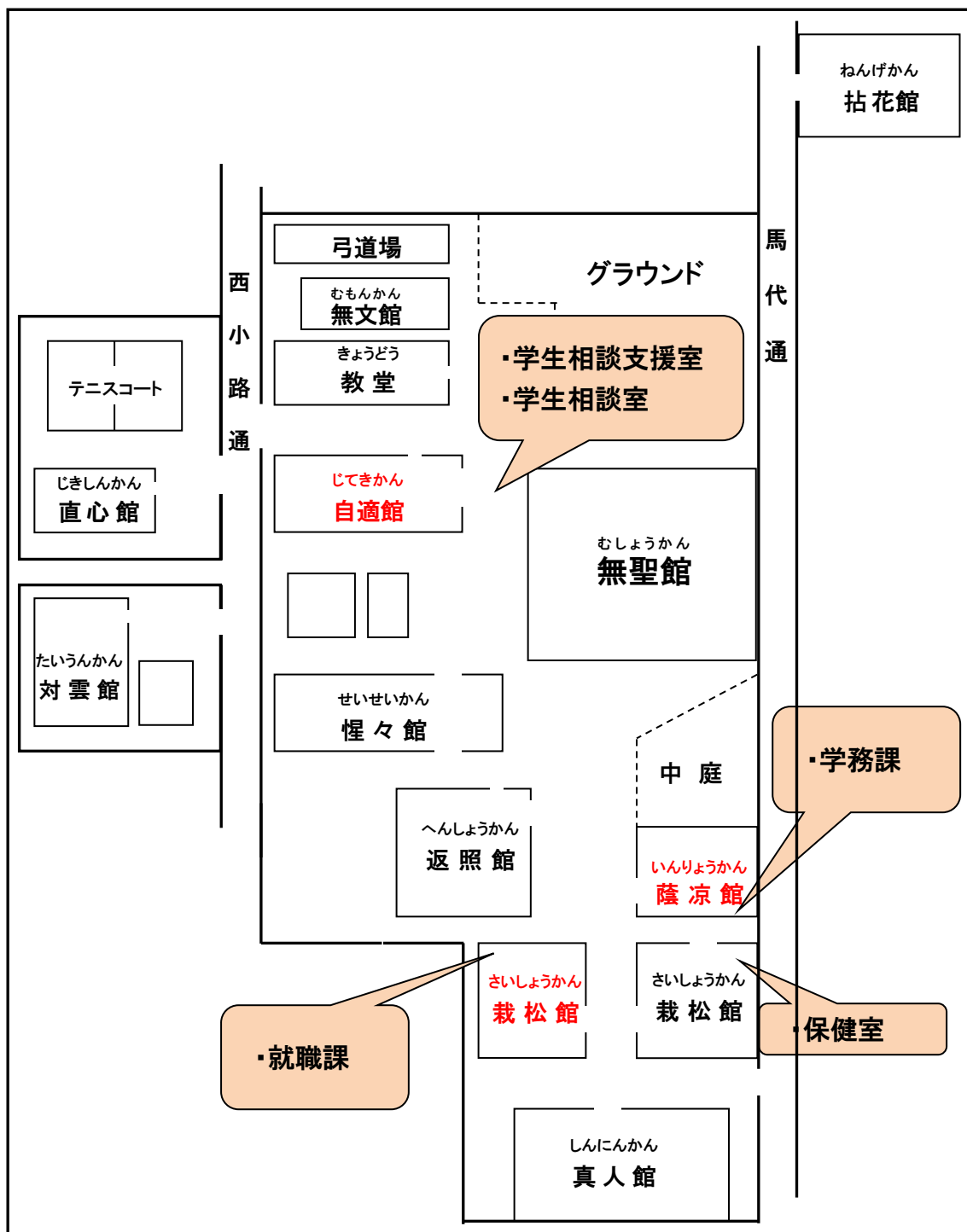
4. 花園大学学生支援における、学内諸機関の連携図



5. 相談窓口マップ・各部署の電話番号(外線・内線)



キャンパスマップ



障害別ニーズと本学での支援例

個々の学生の障害に関わる配慮内容については、学務課を通して各担当の教員に伝達します。(後述「配慮願い文書例」を参照して下さい)

視覚障害学生への支援

視覚障害学生のニーズ

視覚障害のある学生には、視覚による情報が全く得られない盲の学生と、視力や視野の機能低下、明るいと暗いところがまぶしく感じる羞明や、暗いところが見えにくい夜盲などによる「見えにくい」障害のある弱視の学生がいます。こうした視覚障害学生の主な支援ニーズは、文字情報(図、グラフ、動画等も含む)へのアクセスと、環境把握や移動に関する支援の2点といえます。

本学での支援例

【文字情報へのアクセスに関する支援】

- ・文字情報へのアクセスについては、点訳やテキストデータ化、文字の拡大、対面朗読等の支援を個々に応じて行っています。
- ・教材・教科書を点字で印刷する。(学務課)
- ・点字ディスプレイ・拡大読書器・音声読書器(図書館)
- ・PCの画面音声化ソフトの使用(学生相談支援室・図書館)

【環境把握と移動に関する支援】

学内での移動については、学生が単独で行動できるように、始めは支援員が付き添い道順を把握してもらいます。また、教室やエレベーター等には、学生が確認しやすいよう点字の表示がされています。また、配慮の必要な学生のエレベーターの優先利用等について、健常な学生に指導していくこともしています。

聴覚障害学生への支援

聴覚障害学生のニーズ

聴覚障害のある学生には、聴覚による情報が全く得られない聾の学生と補聴器、人工内耳等によってある程度は聴覚情報を利用できる難聴の学生がいます。また、聴覚に障害があることに起因して言語表現、発声、発語に困難のある学生もいます。こうした聴覚障害学生の主な支援ニーズは、コミュニケーションに関する支援と、音情報へのアクセスに関する支援といえます。

本学での支援例

【コミュニケーションに関する支援】

聴覚障害学生の主な会話手段としては、口の形によって話を読み取る口話、筆談、手話があります。本学では、主に口話と筆談を活用しています。口話を活用できる場合には、講義において、講師の口元がよく見える座席を提供し、講師は口をはっきりと動かして話すよう留意する等の配慮が必要です。

【音情報へのアクセスに関する支援】

補聴システムの利用によって聞こえを支援したり、ノートテイク等によって講義内容を視覚的に伝える支援を行ないます。リスニングの授業や試験には代替措置や免除の検討が必要になりますし、ビデオ教材を使用する場合は、字幕をつける等の対応を行ないます。また、フェイストーカーなどの会話器を使う場合は、マイクをつける教員の理解と協力がが必要です。

肢体不自由学生への支援

肢体不自由学生のニーズ

肢体不自由とは、上肢、下肢、体幹の機能障害又は運動の障害を指します。上肢や下肢のみに障害がある場合もあれば、上下肢ともに障害がある、上下肢と体幹に障害がある、運動障害を伴っている等、人によって様々で、杖、車椅子等を利用している学生もいます。肢体不自由学生の支援ニーズは、不自由な部位によって様々です。

【上肢機能障害】

手指や腕に不自由がある場合、ノートテイク(ノートをとること)をはじめ、ページをめくる、機器を操作する、ドアを開け閉めする等に困難があります。

【下肢機能障害】

移動や着席、姿勢の保持等に困難があり、車椅子を利用している場合には、段差や階段だけでなく、車椅子で移動するためのスペースの確保や、車椅子でも使用できる高さの専用机等、様々な場面で配慮が必要になります。

本学での支援例

個々の事例に合わせた机・椅子などの配置、スムーズに移動できるようスロープの整備等を行っています。車椅子のスペースや専用機の位置などは講義によって乱れることがありますので、その教室を使う教員の主体的な協力が必要となります。

病弱・虚弱学生への支援

病弱・虚弱学生のニーズ

病弱・虚弱の学生のうち、法的な支援が整備されているのは、児童福祉法の規定に基づく小児慢性特定疾患や身体障害者福祉法の規定に基づく内部障害に該当する疾患の学生ですが、これに該当しない疾患の場合でも、修学において様々な困難があり、支援が必要な場合があります。病弱・虚弱の学生の支援ニーズは、その疾患によっても様々です。

【通院、治療、定期健診等】【体調不良】

通院、治療、定期健診等による遅刻や欠席に関する配慮、体調不良に関する配慮があります。授業の内容によって、実技科目等への参加が難しい場合もあります。

【発作】【アレルギー】

疾患によって発作やアレルギーに関する配慮が必要な場合があります、緊急対応マニュアルの整備も重要です。

本学での支援例

症状は様々で、時期によって体調も変わるため、定期的に面談をしてその時々体調を、教員と諸機関で共有しながら対応しています。

発達障害学生への支援

発達障害とは、何らかの要因による中枢神経系の障害のため、生まれつき認知やコミュニケーション、社会性、学習、注意力等の能力に偏りや問題を生じ、現実生活に困難をきたす障害をいいます。発達障害の学生は年々増加しており、一見しただけでは本人の持っている困難さが理解しにくい側面があるので、ここでは少し丁寧な説明を載せます。

特徴をまとめると、

- ・生まれつき持っている特徴であり、根本的な特徴は終生続きます。
- ・家庭・学校などの社会的環境によっておきるものではありません。ただし、家庭でうまく育てられなかったり、いじめにあったりして、二次的な障害を生じ複雑な状態を示すこともあります。
- ・薬物療法によって一部症状が改善されることもありますが、医学的にその根本障害を治す治療法はありません。従って教職員など周囲の人が、その問題と病理を理解し対応を考えていく教育的な対応がとても重要となります。
- ・症状や状態は経年的・環境的な変化により変わる場合があります。

学生で問題になる発達障害には以下のものがあります。(診断名はDSM-5精神疾患診断・統計マニュアルによる)

1) 自閉症スペクトラム症・自閉症スペクトラム障害

(旧自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害) ASD(Autism Spectrum Disorder)

他人との意思や情緒の疎通、適切な関係を築くことに問題を示すといった社会的コミュニケーションと社会的相互作用の困難さに関する特徴、同じ状況や決められたことへのこだわりが強く柔軟な対応ができないといった行動や興味・活動が限定されて反復的なパターンを有する特徴を幼小児期から継続して持ち続けている障害です。その他にも、特定の感覚刺激に対して、過敏であったり、鈍感であったりするといった感覚異常の人もあります。自閉症、アスペルガー、広汎性発達障害は本質的には同じ病理に基づいた連続する障害であるという見解から、DSM-5において全て自閉症スペクトラム症/自閉症スペクトラム障害に一元化することになっています。

2) 注意欠如・多動症/注意欠如・他動性障害 (旧注意欠陥多動性障害)

ADHD(Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder)

注意力に障害があり困難を生じたり、多動や衝動的な行動をコントロールできない障害です。注意力には、「持続すること」「いくつかの対象に注意を分配できること」「状況に応じて転換できること」の三つの側面があり、それぞれの障害から、「提出物が期限に間に合わない」「とんでもないミスをしてしまう」「遅刻が多い」「複数の課題がこなせない」「やたらと物をなくす」「落ち着きがない、待てない、並べない、衝動的で余計なことをつい言ったりしたりしてしまう」等の行動上の問題を示します。

3) 限局性学習症/限局性学習障害 (旧学習障害) LD(Learning Disabilities)

主に医療分野では知能など他の能力に問題がないのに「読む」「書く」「計算する」のいずれか一つ、あるいは複数に著しい困難がある場合をいいますが、教育分野では上記に加えて「聞く」「話す」「推論する」のどれか、あるいは複数に著しい困難がある人も含みます。ディスレクシア Dyslexia(失読症・読字障害)もこれらのカテゴリーの中に含まれています。

上記1)～3)の障害は重なっていることが多くあり、年齢によってもどの部分の問題が目立って表面化するかは変化してきます。分類にあまりこだわることなく、学生の抱える困難さが何に起因するものかを見極め、実際に役立つ支援を考えていければよいでしょう。

発達障害学生の場合、診断書があり、本人も自身の障害を認識している場合だけでなく、本人に告知がされていない場合や、障害が要因と思われるトラブルが発生して、初めて発達障害が疑われる場合もあります。発達障害学生の場合、困難を生じる場面は特に個別性が高く、本人には自覚がないが周囲に影響が生じている場合もあるため、定期的な面談やカウンセリングを通じて、常に状況を把握しておくことが重要です。

本学での支援例

【コミュニケーション】【授業】【試験】【スケジュール管理】【情報取得】【履修登録】

授業における対人関係の問題は、本人と定期的に面接しながら、主に担当教員・学生相談支援室・学務課で協議しながら対応策を考えています。また、発達障害学生の中には、集団の中では試験が受けられない、答えを口に出してしまう等、試験に関する配慮が必要な場合があり、別室受験を選択することもあります。急な予定変更などで不安や葛藤が生じやすい為、常に学生相談支援室を中心として、相談にいける場所をつくっています。さらに、履修計画が立てられない等、履修登録に関する配慮、講義内容の録音許可や板書の撮影許可等、個々によって様々な配慮をしています。

対応のポイント・大切なことは・・・

視覚的な情報提示:発達障害の人のなかでも広汎性発達障害の特性をもっている人の多くは聴覚的(言葉でいわれること)よりも視覚的(目で見てわかる)情報の方が理解しやすいといわれています。とくに作業の手順などを順番に番号を振って手順書に整理したり、カレンダーや予定表で先の見通しをもてるようにしたり、小黒板やボードに注意すべき点を書いておいたりという工夫が、支援する上で有効な場合が多いようです。いつもとちがった変更があるときも図のように視覚的に示すとわかりやすくなります。社会的な文脈やルール、「他者がなぜそのようにふるまったか？」などを文字やイラストにして示すことも有効です。

具体的・個別的にかかわる:発達障害の人は抽象的な指示や暗黙の了解、比喩的な表現や皮肉や冗談などの理解が困難な場合があります。集団のなかで誰かがある人に話しかけたことが自分にいわれているように感じてしまったり、逆に自分のことをいわれていてもわからないという人もいます。また、何かに集中しているときに話しかけても注意が向けられないこともあります。指示や話しかける場合は注意がこちらに向いていることを確認して、できるだけ正確で具体的な表現で伝えるようにします。また、どんな学生でもそうですが、特に発達障害の学生は、様々なトラブルから自尊心が傷ついている場合が多いので、否定的な物言いは避け、肯定的な言い方を心がけましょう。

自己決定・自己選択の補助:自己決定の力を育てるためには、困難場面に出会ったときに単にこちらから支援を提供するだけでなく、必要な支援を自分で選んだり、解決法の選択肢を提示して自己決定を行ったりする経験を積み重ねていくことが大切です。ただし、経験がない状態で、何もなしのところから、いきなり決定するよう言われても対応することは困難です。いくつか選択肢を設定し、その中から選ぶことから始めましょう。この場合も一つひとつの選択肢についての情報を本人にわかる形で伝えておく、たとえば、視覚的・具体的にメリットとリスクなどを明示しておくことは大切なことです。

精神障害学生への支援

精神障害学生のニーズ

精神障害の内訳としては、統合失調症、うつ病、双極性障害、不安障害、パニック障害、摂食障害、トゥレット症候群(チック症)等のほか、高次脳機能障害、睡眠障害、知的障害等があります。精神障害学生の支援ニーズは、その学生の疾患や様態によって様々です。服薬等の治療を続けながら通学する学生や、疾患・障害についての自覚が乏しい、告知がされていない等、経過観察が必要な場合が多いため、担当教員の障害理解や状況観察、定期的な面談、専門家によるカウンセリング等も重要です。休学、復学等への対応が必要になる場合もあり、保護者や主治医等の医療機関、支援機関等との連携も重要です。

本学での支援例

【コミュニケーション】【試験】【履修登録】【授業】

緊張のために服薬等で抑えていた症状が出現する等、試験に関する配慮が必要な場合があります。また、休学、復学等による履修登録に関する配慮、遅刻や欠席、集中力の低下等に起因する授業への配慮が必要な場合もあります。また、大勢の前で発表したり議論することが極度の不安と恐怖のために困難な場合、可能であれば代替手段で理解度を評価することも検討しています。それぞれ、個々の学生の面接を重ねながら配慮事項を決定しています。

配慮文書例

取扱注意

20●●年●●月●●日

●●●●先生

花園大学
学務課長 課長名

要配慮学生の登録について（連絡・依頼）

標記の件、下記の通りでございます。よろしくご高配の程お願い申し上げます。

ご不明な点は学務課もしくは学生相談支援室（自適館2階：内線435）までご照会ください。

また、視覚障害学生のためにレジメ・資料等を点訳・拡大する必要がある場合は、下記アドレスにデータをお送りいただくか、原稿をご提出ください。

E-mail: kyoumushien@hanazono.ac.jp

関係部署直通電話 学生支援室 075-283-0030 学務課 075-823-0583

保健室 075-283-0040

201770XX 学生氏名 （ 臨床心理学科 1回生 ）

区分 発達面

程度 自閉症スペクトラム

配慮・支援内容 音声での理解が難しいところがありますので、出来るだけプリント、板書など文字資料の提示をお願いします。また、優先順位をつけるのが苦手なため複数の指示を出される場合はご配慮をお願いします。

クールダウンのため授業中に入退出することがありますのでご理解ください。

登録科目

月3 後期 英語 I11

月3 前期 英語 II 11

進路・就職・キャリア支援

就職課では個別対応を通じ、本人の意向や障害特性を見ながら卒業後の進路についてサポートを行っています。

進路を考える上でまず必要になってくるのが、学生自身が自分の障害を理解することで就業するに際してできること、できないこと、何かしらのサポートがあればできることを整理し、それを周囲に理解してもらうための伝え方を一緒に考えます。必要に応じて履歴書の添削や面接練習なども行います。

また、学生支援室や学務課との連携・情報共有はもちろんのこと、外部機関との関係も密にし、障害学生を対象とした各種説明会やセミナーの案内、求人情報の提供、学内でのガイダンスを開催しています。

卒業後に充実した社会生活を送れるようきめ細やかなサポートをしていきます。

【はあとふるジョブカフェ】

http://www.pref.kyoto.jp/jobpark/job_heart.html

【京都新卒応援ハローワーク】

<http://nisizinkarasumaoike-kyoto-plaza.jsite.mhlw.go.jp/home/shinsotsu.html>

【京都府 障害者はたらき支援ネット】

<https://hatarakineta.jp/>

【京都障害者高等技術専門校】

<http://www.pref.kyoto.jp/syokgs/>

【京都高等技術専門校】

<http://www.pref.kyoto.jp/kyokgs/>

【オムロンパーソネル株式会社】

<http://www.opc-info.com/challenged/>

【サーナワークス研究所】

<http://www.sanawi.co.jp/>

【ATARIMAE プロジェクト】

<http://www.atarimae.jp/introduction/index.html>

【京都市発達障害者支援センターかがやき】

<https://www.sogofukushi.jp/kagayaki/>

【エンカレッジ】

<http://www.en-c.jp/>

【LITALICO ワークス】

<http://litalico.co.jp/service/works/>

大学で支援用に準備している機器

学務課

点字プリンタ(教材印刷用)

学生相談支援室

学習用パソコン 4台

PC-Talker(windows の操作を音声で案内するスクリーンリーダー 視覚支援)

フェーストーカー(FM無線式会話器 2セット 聴覚支援)

スピーチオ(SPコード専用活字読み上げ装置) 1台(支援室)

図書館

①よむべえスマイル(音声拡大読書器)

参考:<http://www.amedia.co.jp/product/visual/ys/index.html>

②OPTISCOPE(拡大読書器)

③スピーチオ(SPコード専用読み取り装置)

参考:<https://www.sp-code.com/speechio/speechio.html>

④Braille Note 40A(点字ディスプレイ)

製造元:<http://www.kgs-jpn.co.jp/>

⑤PC-Talker

図書館では主に①よむべえスマイルを使用。

②③④の機器はよむべえスマイル導入前に使用していた機器。現在も使用可能。

点字資料も所蔵

引用文献・ホームページ

「教職員のための障害学生修学支援ガイド」（平成26年度改訂版）

（独立行政法人 日本学生支援機構 発行）

インターネットで「教職員のための障害学生修学支援ガイド」と検索しても閲覧できます

MEMO

【発行】

花園大学

平成 23 年 4 月 1 日	発行
平成 23 年 4 月 1 日	増刷
平成 26 年 4 月 1 日	改版
平成 30 年 4 月 1 日	改訂
令和 2 年 1 月 8 日	改訂

〒604-8456 京都市中京区西ノ京壺ノ内町 8-1

TEL 075-811-5181

FAX 075-811-9664

